

## 相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定が適用される調達契約についての苦情処理手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、協定等において使用する用語の例による。

(期間)

第3条 この要綱における苦情処理手続に関する期間の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

(2) 作業日とは、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)でない日をいう。

(3) 期間の初日は参入しない。

(4) 期間の末日が休日に当たるときは、期間はその直後の作業日に満了する。

(苦情の申立て)

第4条 市長が協定等の対象となる製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者又は行うことが可能であった者(以下「供給者」という。)は、協定等の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、市長に対し、苦情を申し立てることができる。

2 供給者が、協定等の違反があると考えた場合には、まず、当該調達を行った契約事務主管課との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

3 供給者が協定等の違反があると考え、協議を行いたい旨を申し出た場合にあっては、契約事務主管課は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

(参加者)

第5条 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

2 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、第7条第6項に定める公示後5日以内に参加の意思を市長に通知しなければならないが、当該供給者であって通知を行った者(以下「参加者」という。)は、本処理手続の適用を受ける。

3 前項の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

(苦情の申立ての方法)

第6条 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長へ苦情を書面により申し立てることができる。

(苦情の審議の手続)

第7条 市長は、苦情の申立てがあったときは、直ちに当該苦情の申立てについての審議を相模原市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。

2 委員会は、前項の規定による諮問があったときは、苦情の審議を行うか否かについて決定し、原則として、諮問の日から7作業日以内に市長に通知するものとする。

3 委員会は、苦情の申立てが次の各号に該当する場合には、審議を行わないものとする。

(1) 正当な理由がなく前条に規定する期限を過ぎて申立てが行われた場合

(2) 協定等と無関係な場合

(3) 軽微な、又は無意味な場合

(4) 供給者からの申立てでない場合

(5) その他委員会による検討が適当でない場合

4 市長は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。

5 市長は、委員会から苦情の審議を行わない旨の通知があったときは、当該苦情申立てを却下するものとし、当該苦情を申し立てた者に対し、当該通知の写しを

添えてその旨を通知するものとする。

- 6 市長は、委員会が苦情の審議を行う旨を決定したときは、当該苦情を申し立てた者(以下「苦情申立人」という。)に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、公示を行うものとする。

(契約締結又は契約執行の停止)

第8条 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、市長に対し、苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を申立て後10日以内に速やかに文書で行う。

- 2 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、市長に対し、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

- 3 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を市長に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに市長に通知する。

- 4 市長は、前項の通知があったときは、直ちに当該通知の写しを添えて苦情申立人にその旨を通知する。

- 5 市長は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、市長が、緊急かつやむを得ない状況にあるため、委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合には、この限りでない。

- 6 前項ただし書の場合において、市長は、直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

(苦情の審議)

第9条 委員会は、苦情申立人及び市長に対し、説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての審議を行う。

- 2 市長は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

- 3 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、市長に説明、主張、文書の提示等をさせることができ

る。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

- 4 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えに係わらず、本要綱の定めるところにより審議を行うものとする。
- 5 苦情申立人及び市長は、委員会が審議の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 苦情申立人及び市長は、委員会に出席するに当たっては、代理人及び補佐人を利用することができる。
- 7 苦情申立人及び市長は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。
- 8 苦情申立人及び市長は、委員会に証人を出席させるよう求めることができる。
- 9 苦情申立人及び市長は、委員会における自らの行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。
- 10 委員会は、苦情申立人若しくは市長の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- 11 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し知見を持つ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を有する者であってはならない。

(報告書の提出)

第10条 市長は、第7条第6項に定める公示後14日以内に、委員会に対し次の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

- (1) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書
- (2) 関連する事実、判明した事実並びに市長の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
- (3) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

2 委員会は、前項に定める報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付する。

3 苦情申立人及び参加者は、前項の規定による報告書の写しを受領後7日以内に、

委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の審議を希望する旨の要望を提出することができる。

- 4 委員会は、当該報告書による意見又は要望の提出があったときは、直ちにその写しを市長に送付する。
- 5 委員会は、供給者の同意があった場合を除き、当該供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

(審議の結果及び提案)

第11条 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内(公共事業に係る苦情申立てについては50日以内)に、審議の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、審議の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

2 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

- (1) 新たに調達手続を行う。
- (2) 調達条件は変えず、再度調達を行う。
- (3) 調達を再審査する。
- (4) 他の供給者を契約締結者とする。
- (5) 契約を破棄する。

3 委員会は、審議の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び市長の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が市に与える負担、調達の緊急性及び市の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

4 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、市長及び参加者に送付する。

5 市長は、原則として、市長自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。

6 市長は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10

日以内(公共事業に係る苦情申立てについては60日以内)に理由を付して委員会に報告しなければならない。

7 委員会は、審議の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

8 委員会は、申し立てられた苦情を審議する際に、当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

(迅速処理)

第12条 委員会は、苦情申立人又は市長から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、次に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定し、苦情申立人又は市長に対しその旨を通知する。

(1) 市長は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、第10条第1項に定める報告書を委員会に提出する。

(2) 委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付する。

(3) 苦情申立人及び参加者は、当該写しを受領後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出することができる。

(4) 委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを市長に送付する。

(5) 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内(公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては25日以内)に、審議の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

(苦情の受付及び処理状況の公表)

第13条 市長は、調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

(調達に係る文書の保存)

第14条 市長は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間(工事等並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては5年間)、当該調達に係る文書を保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。